

令和2年度事業計画

高知県遺族会の令和2年度の事業計画は、令和2年1月17日に答申のあった「今後の遺族会の在り方に関する特別委員会」報告書を参考に、以下のとおり実施する。

1 英霊顕彰事業

(1) 総理、閣僚の靖国神社参拝の継続・定着運動の推進等

我が国が今日享受している平和と自由な社会の礎となられた戦没者に対し、国家、国民は、尊崇と感謝の誠を捧げることを決して忘れてはならない。

戦没者を祀る靖国神社に、国を代表する内閣総理大臣が参拝し、尊崇と感謝の誠を捧げることは、極めて当然のことである。今後とも、総理、閣僚の靖国神社参拝の定着化に向けて、日本遺族会を通して運動を推進していく。

(2) 高知県護国神社の慰霊行事への奉賛協力等

本県においては、知事の高知県護国神社への参拝が、春秋の例大祭等へ継続して行われており、遺族はひとしく感謝している。引き続き、県内の地方公共団体の首長等に参拝を求めていく。

同時に、神社に対し本会役職員による例大祭等各種慰霊行事への奉賛協力を行うとともに、神社総代会などの機会を通して、慰霊行事の充実に向けた取り組みを提言していく。

(3) 地方自治体による追悼式等の実施

戦没者の追悼式等は遺族のためのものではなく、国の平和と愛する郷土の平安、そして家族の幸せを願って犠牲となられた方々を慰霊顕彰し、平和を願うものであり、各自治体は率先して実施すべきである。今後とも、県内の自治体による追悼行事が継続実施されるよう要望していく。

地域の遺族会は、遺族の高齢化などに伴い参列者が減少していることから、孫・ひ孫との参加を促すほか、参列支援への配慮を行う。また、式典についても、若人による「平和の作文」の朗読や献花など、若い世代が積極的に参加する内容に見直し、次の世代に引き継いで行けるよう要請していく。

なお、県遺族会は支部活動の活性化の観点から、市町村で実施する追悼式典には、各支部代表者での対応を求める。

(4) 忠霊塔の維持管理等事業

遺族会として取り組んでいる忠霊塔の実態調査、戦没者遺品など戦時資料の収集について、適宜にホームページの更新を行うとともに、会員への遺品等の収集の呼びかけを継続する。

特に、遺族の高齢化により困難になりつつある忠霊塔の維持管理について、行政等に対し引き続き積極的な支援を求める。

(5) 戦跡慰霊巡拝などの実施

① 沖縄「土佐之塔」への慰霊巡拝は、経費負担や参列者確保のための事務的負担などから、沖縄県関係者と調整を行い、今後は原則として、役員の参列、1泊2日で実施することを通例とする。

但し、本年度は終戦75年の節目に当たることから、参列者の一般募集を行い、11月下旬に2泊3日の日程で実施する。なお、負担金の軽減措置は廃止する。

② 日本遺族会等が行う海外慰霊巡拝に本会青年部員が参加する場合は、研修事業として参加助成金の支給について適宜判断する。

(6) 遺児慰霊友好親善事業等

日本遺族会が国の補助を受けて実施する本事業は、参加者が年々減少傾向にあるが、遺児にとって亡き父の戦没地現地での慰霊追悼で、改めて英霊顕彰を考える貴重な機会となっている。このため、遺族会報やホームページへの掲載のほか、県及び市町村の広報誌への掲載依頼などにより、参加者募集に努める。

また、日本遺族会に対して、戦没者遺児の配偶者や孫・ひ孫などへの参加対象の拡大など事業の見直しを要望していく。

【令和2年度実施地域】

広域地域 14地域、延べ15回、792名（予定）

- ①旧満州 ②旧ソ連 ③西部ニューギニア ④ボルネオ・マレー半島 ⑤トラック・パラオ諸島 ⑥ソロモン諸島
- ⑦フィリピン ⑧マリアナ諸島 ⑨ミャンマー・タイ
- ⑩東部ニューギニア ⑪ビスマーク諸島 ⑫台湾・バシー海峡
- ⑬マーシャル諸島 ⑭中国

*なお、フィリピン地域は二次を実施する。

特定地域 3地域、108名（予定）

- ①西部ニューギニア ②東部ニューギニア ③ミャンマー

一方、参加対象者が比較的広く認められている厚生労働省主催する慰霊巡拝事業は、次のとおり実施される。当該事業についても機会あるごとにPRに努めるとともに、青年部員の参加に当たっては、自己負担軽減のため、高知県の補助対象事業として助成金の支給を検討する。

【令和2年度政府主催慰霊巡拝実施地域】 12地域（予定）

- ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④トラック諸島 ⑤インドネシア ⑥ミャンマー
- ⑦中国 ⑧硫黄島 ⑨ハバロフスク地方 ⑩沿海地方
- ⑪イルクーツク州・ブリヤート共和国 ⑫カザフスタン

(7) 遺骨収集帰還事業等

この事業への若い世代の参加を一層促すため、遺族会報等での啓発を行うとともに、日本遺族会に対して、一般の方の参加を促進するためのPR活動の徹底や参加しやすい環境づくりに努めるよう積極的に働きかける。

【令和2年度遺骨収集帰還等実施地域】 18地域（予定）

- ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④インドネシア ⑤パラオ諸島 ⑥マリアナ諸島
- ⑦トラック諸島 ⑧マーシャル諸島 ⑨ギルバート諸島
- ⑩ミャンマー ⑪インド ⑫樺太 ⑬沖縄 ⑭硫黄島
- ⑮その他南方地域 ⑯ハバロフスク地方 ⑰沿海地方
- ⑱ザバイカル地方

(7) 全国戦没者追悼式への参列

全国戦没者追悼式へ参列する公費対象の遺族代表を県から依頼を受けて、遺族会報で参加募集し、県と共に遺族団を引率・参列する。近年、支部での参列者募集の事務が担当役員などの負担が大きくなっていることから、支部での事務体制の見直しや事務を支部活動助成金の対象とするなど、組織的な対応に努める。

また、国費での参列対象者の範囲を拡大や式典を次世代につなぐための内容の見直しなどについて、日本遺族会を通して引き続き要請していく。

2 広報啓発事業

(1) 遺族会報の発行

第三種郵便の許容範囲内で、現在の隔月発行を見直し、効率的な情報提供に努める。また、魅力ある紙面づくりのために、国の援護行政の情報や日本遺族会の動向などのほか、各役員による地域の遺族会の活動状況など地域情報の提供や会員などに対し広く投稿を求める。

あわせて、適宜の情報提供のために、会員へのスムーズな配布をより確実に実施するための手法を検討していく。

(2) その他

高知県遺族会のホームページの活用や日本遺族会が発行する「遺族通信」の購入頒布等により、遺族会の目的、組織や活動内

容の積極的なPRを行う。

3 遺族福祉向上事業

(1) 公務扶助料等の改善

戦没者遺族に対して支給される公務扶助料等は、国家補償の理念に基づいて支給されるものであって、この理念に基づいて改善が行われるよう、日本遺族会を通して強く国に働きかける。

また、特別弔慰金の支給については、戦没者と一定の生計維持関係を求める現行の支給要件を撤廃し対象者を拡充することや、戦没者への弔慰という本来の趣旨に沿って、実際に戦没者の「墓守り」を行う者を支給対象とするなどの改善要望を引き続き行う。

(2) 老人福祉事業等

遺族大会の場で、厳しい生活を乗り越え高齢を迎えた戦没者の妻を表彰し、これまでのご労苦に感謝する。併せて、遺族会への功勞に対し、会員を広く表彰対象にできるよう、表彰規程の見直しを検討する。

(3) 壮年部・女性部事業及び青年部事業

当面、遺族運動の中心となる遺児等は、世代交代が進む中で、両部組織の廃止を視野に入れながら、一体となり若い世代と共に、追悼式への参加や慰霊碑の維持管理など遺族会活動に取り組む。

さらに、青年部の研修事業等に指導的な立場で参加し、若い世代の資質向上を図り、後継者を育成する活動に取り組んでいく。

青年部は、これまでの親世代の遺族会活動を引継ぐため、その拡充に向けて主体的な取り組みを進める。また、日本遺族会の研修活動への積極的な参加や他支部の青年部との交流などを通して、遺族運動への理解を深め、資質の向上を図る。

なお、遺族会は、青年部の積極的な活動にむけて、極力若い世代が参加しやすい負担、日程などを検討し実施に努める。

(4) 遺族大会

本年の開催に当たっては、高知県遺族会の事業への理解を深める大会の趣旨の原点に立ち返り、参加対象者や開催内容を見直すとともに、年度はじめ6月下旬の開催に努める。

なお、大会での表彰は、高齢者表彰に加え、3(2)のとおり支部などからの推薦を受けた功績表彰者など、対象者の拡充を行う。

4 組織の維持・強化

高知県遺族会は、これまで長期間にわたり、従来の運営体制のもとで、会員の減少とそれに伴う年間収入の縮減、財源の逼迫傾向が続いてきた。

今後、効率的な運営に努めながら、青年部を中心として会員を増やし、安定した収入の確保を図る。

(1) 会員及び財源の確保

遺族会及び各地区遺族会は、会員及び財源の確保に向け、一層の連携を図り、次のような取組みを推進する。

① 支部をはじめ地域の遺族会は、行事参加者や特別弔慰金受給者などを中心に会員の確保を図り、会員名簿の整理・作成に努める。また、名簿の活用などにより、遺族会活動の後継者として、戦没者の孫、甥・姪やその子たちの遺族に対し入会を促す。

また、地域での魅力ある活動を実現するため、地域遺族会活動奨励費の助成金の活用などにより、支部活動の活性化を図る。

② 遺族会は、後継者としての孫・ひ孫を中核とした「青年部」組織の拡充に向け、地域の遺族会と連携し後継者の実態調査を継続する。

また、対象者等に対し、各地区遺族会と連携し、追悼行事や研修会への参加を促進するなど、遺族会等に対する理解を深め、入会者の確保に努力する。

③ 会費の減少や金利の低下により、財源の確保が大きな課題である。このため、新たな会員の確保、事業負担金の確保など、安定的な財政運営の確保に努める。

また、会員等への寄付の呼びかけ、特に、特別弔慰金受給者に対し、組織活動への理解を求め、当面する課題に対する拠金を募るなど、あらゆる方途を講じ財源の確保に努める。

(2) 運営体制の効率化等

組織の効率化を円滑に進めるため、評議員会のスリム化が喫緊の課題であり、このため、できるだけ早期に、評議員会の開催回数削減や任期に合わせた評議員定数の削減を実現する。併せて、青年部をはじめとする若い世代の運営への参画を促す。

(3) 行政との連携の促進

これまで、不戦を誓い平和を祈念する活動は、遺族会と県及び市町村等が連携しながら、取り組みを進めてきた。今後、遺族会は青年部を中心とした小規模な組織活動となることが想定されることなどから、遺族会事業の継続に向け、県や市町村等の行政との連携を強めていく必要がある。

喫緊の課題として、地域の忠霊塔の維持管理などへの財政的な支援に加え、地域の他団体での管理などに向けた多面的な行政的支援が求められる。

また、これからの若い世代が、戦争のない平和な時代を実現して行くためには、戦争を語り継ぐ取り組みが、様々な分野で重要性を増してくる。このため、遺族会としても、行政や県内各地域の民俗資料館などとも連携しながら、これまで取り組んできた戦時遺品等の展示、忠霊塔など地域の戦争遺跡を活用した平和学習の企画実施など、積極的に情報発信を行っていく。